

上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油の輸入禁止措置に伴う税関の対応について

令和 7 年 9 月 12 日財閥第 903 号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により、ロシアを原産地とする原油の輸入禁止措置を実施することが決定され、令和 4 年 12 月 5 日の閣議了解「上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置について」によりロシアからの原油の輸入の禁止措置を導入された

当該禁止措置は、上限価格である 1 バレル当たり 60 アメリカ合衆国ドルを超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油（サハリン 2 プロジェクトにおいて生産された原油を除く。）が輸入禁止措置の対象となっているが、今般、上限価格を 1 バレル当たり 47.6 アメリカ合衆国ドルに引き下げる措置を実施するため、上限価格を定める外務省告示及び輸入公表の一部を改正する経済産業省告示が令和 7 年 9 月 12 日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸入禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、経済産業大臣の確認書を含む通関関係書類により経済産業大臣の輸入の承認の要否を慎重に確認すること。
2. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

別紙

令和7年9月12日20250909貿局第1号

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油
の輸入に係る当該上限価格引下げ措置について

上記の件について、別紙のとおり告示されることになるため、税關においても本改正の趣旨を踏まえ當省と連携の上、御対応方よろしくお願ひいたします。

○経済産業省告示第百三十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月十二日

経済産業大臣 武藤 容治

	改正案	現行
二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。	二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。	二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。
三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。	三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。
(9) 次の表の上欄に掲げる国を原産地とする下欄に掲げる貨物を	1～6 「略」 7(1)～(8) 「略」	1～6 「略」 7(1)～(8) 「略」

輸入しようとする者は、別に定めるところにより、經濟産業大臣の確認を受けなければならない。

国	関税率表の番号等	貨物名
ロシア	二七・〇九	原油であつて、次のいずれかに該当するもの イ その価格が、ウクライナをめぐる現下の國際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿つて、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四〇四号。以下「上位限価格を定める外務省告示」とい

国	関税率表の番号等	貨物名
ロシア	二七・〇九	原油であつて、次のいずれかに該当するもの イ その価格が、ウクライナをめぐる現下の國際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿つて、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四〇四号。以下「上位限価格を定める外務省告示」とい

示」という。別表1に定める原油の価格(口において「原油の上限価格」といいう。)以下のもの

口 上限価格を定める外務省告示の改正により、上限価格を定める外務省告示別表1に定める原油の上限価格を引き下げた場合における当該改正の日の前日において上限価格を定める外務省告示別表1に定められている上限価格以下のもの(イに掲げるものを除く。)であって、令和七年十月十七日までに本邦において船卸しをするものハ [略] [略]

(10)(注)

略
[略]

(略)

(略)

(10)(注)

略
[略]

(略)

(略)

口
〔新設〕
〔略〕

〔新設〕

う。別表1に定める原油の価格以下のもの